

③ 外 務 省

法人名	独立行政法人国際協力機構(平成15年10月1日設立)<非特定> (理事長:緒方 貞子)
目的	開発途上にある海外の地域(以下「開発途上地域」という。)に対する技術協力の実施、有償及び無償の資金供与による協力の実施並びに開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務を行い、中南米地域等への移住者の定着に必要な業務を行い、並びに開発途上地域等における大規模な災害に対する緊急援助の実施に必要な業務を行い、もってこれらの地域の経済及び社会の発展若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的とする。
主要業務	1 国際約束に基づく開発途上国への技術協力(研修員受入、専門家派遣等)。2 有償資金協力の実施(国際約束に基づく円借款、海外投融資)。3 国際約束に基づく無償資金協力の実施。4 開発途上地域の経済及び社会の開発又は復興への協力を目的とした国民等の協力活動の推進(ボランティア、市民参加協力等)。5 海外移住者・日系人に対する支援、指導等。6 技術協力等のための人材の養成及び確保。7 業務に関連する調査及び研究の実施。8 国際緊急援助隊の派遣及び緊急援助のための機材・物資の備蓄・供与。
委員会名	外務省独立行政法人評価委員会(委員長:南 直哉)
分科会名	国際協力機構分科会(分科会長:井口 武雄)
ホームページ	法人: <a href="http://www.jica.go.jp/">http://www.jica.go.jp/</a> 評価結果: <a href="http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/dgh/hyoka_22.html">http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/dgh/hyoka_22.html</a>
中期目標期間	5年間(平成19年4月1日～平成24年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18年度	第1期中期 目標期間	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. 外務省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。 2. また、外務省評価委員会では、平成21年度業務実績評価から評定方法を変更している。詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
<b>1.業務運営の効率化</b>							
(1)組織運営の機動性の向上	A	S	A	A	ハ	ハ	
(2)業務運営全体の効率化	A	A	A	A	ハ	ハ	
(3)施設、設備の効率的利用	S	S					
(4)改正機構法の施行に向けた準備			A				
<b>2.国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上</b>							
(1)統合効果の発揮				A	ハ	ハ	
(2)事業に関する横断的事項				A	ハ	ロ	
(3)各事業毎の目標							
(イ)技術協力				A	ハ	ハ	
(ロ)有償資金協力				A	ハ	ハ	
(ハ)無償資金協力				A	ロ	ハ	
(ニ)国民等の協力活動				A	ロ	ロ	
(ホ)海外移住				A	ハ	ハ	
(ヘ)災害援助等協力				S	イ	ロ	
(ト)人材育成確保				A	ハ	ハ	
(チ)調査及び研究				A	ハ	ハ	
(リ)受託業務				A	ハ	ハ	
(以下、(1)～(8)は平成19年度評価までの分類)							
(1)総論	A	A	A				
(2)技術協力	A	A	A				
(3)無償資金協力の実施促進	A	A	A				
(4)国民等の協力活動	A	A	A				
(5)海外移住	A	A	A				
(6)災害援助等協力事業	S	S	A				
(7)人材育成確保	S	S	A				
(8)附帯業務	A	A	A				
<b>3.予算、収支計画及び資金計画</b>	A	A	A	A	ハ	ハ	
<b>4.短期借入金の限度額</b>	—	—	—	A	ハ	ハ	
<b>5.不要財産の処分等</b>						ハ	
<b>6.重要資産の譲渡等</b>	A	A	A	B	ハ	ハ	
<b>7.剰余金の使途</b>	—	—	—	—	—	—	
<b>8.その他業務運営に関する事項</b>	—	—	—	—	—	—	
(1)施設・整備に関する計画	A	A	A	A	ハ	ハ	
(2)人事に関する計画	A	A	A	A	ハ	ハ	
(3)積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項			A	A	ハ	ハ	
(4)中期目標期間を超える債務負担						ハ	
(5)その他必要な事項	A	A	A	A	ハ	ハ	

2. 府省評価委員会による平成 22 年度評価結果(H23.8.24)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(全般的評価)

- 独立行政法人国際協力機構(JICA)の平成 22 年度業務実績については、JICAが「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」の施行(20 年 10 月 1日)による旧国際協力銀行(海外経済協力業務)との統合効果を一層発揮し、より質の高い事業を推進すべく、開発途上地域等の需要に的確かつ迅速に対応するための国別の分析を強化するとともに、技術協力、有償資金協力、無償資金協力の3つの援助手法を有機的に運用するプログラムの戦略性強化に取り組んでいること等を確認し、総じて順調であると評価できる。

(今後の業務において特に考慮すべき事項)

- 中東地域において、経済成長の恩恵が市民に届いていないといった要因で起きた民主化運動の動き等から、「すべての人々が恩恵を受ける、ダイナミックな開発」(Inclusive and Dynamic Development)という機構が掲げるビジョンが示す、成長の果実を適切に分配しながら発展を遂げることの重要性が改めて認識された。また、東日本大震災の発生に際して、我が国がこれまで援助の対象としてきた開発途上地域を含む多くの国・地域から支援の申し出があった点は、人々の交流、資源や生産物の加工等さまざまな方面で、日本が海外と強い結びつき中にあることを証明するものである。これらの点を踏まえ、日本がこれまでの繁栄を享受しより一層の成長を遂げるためには、各国との連携を深化させることが不可欠であり、機構は我が国のODAの実施機関として、開発途上国の発展に引き続き貢献を行っていくべきである。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
組織運営における機 動性の向上	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 22 年度は、統合後の定期モニタリングの結果等を踏まえて、組織運営及び業務遂行上取り組むべき事項をとりまとめるとともに、組織横断的な中期的課題に対する取組について、組織的な検討に着手した。</li> <li>海外拠点についてはサウジアラビア事務所を廃止するとともに、海外拠点の配置適正化や体制の包括的な見直しについて、今後の協力の方向性や事業規模等を踏まえ検討を行っている。</li> <li>国内拠点については、22 年度の利用者数は増加した。地域と国際協力をつなぐ役割を強化し、国民の理解と支持を促進するとともに国際協力の裾野も拡大すべく、国内事業及び国内拠点のあり方について検討を行った。</li> </ul> <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 22 年度は、統合後の定期モニタリングの結果等を踏まえて、組織運営及び業務遂行上取り組むべき事項をとりまとめるとともに、組織横断的な中期的課題に対する取組について、検討に着手した。</li> <li>海外拠点についてはサウジアラビア事務所を廃止するとともに、海外拠点の配置適正化や体制の包括的な見直しについて、今後の協力の方向性や事業規模等を踏まえ検討を行っている。</li> <li>国内拠点については、22 年度の利用者数は増加した。地域と国際協力をつなぐ役割を強化し、国民の理解と支持を促進するとともに国際協力の裾野も拡大すべく、国内事業及び国内拠点のあり方について検討を行った。また、国内拠点の第三者検証結果も踏まえ、各センターで地域の国際協力との結節点としてセミナー、イベント、出前講座等を通じ、地域の大学、NGO、自治体、民間企業等との関係団体の協働の場の形成や市民参加協力の拡大に努めた。</li> <li>在外強化のため、海外拠点の権限・機能強化の検討及び現地の実情に応じた現地職員の一層の活用が望まれる。また、海外拠点の経理業務のうち本部で代替可能な業務の本部移管について、できる限り広範囲の移管を期待する。海外拠点の配置適正化については、卒業移行国向け支援の必要性や開発協力の今後の方向性、我が国他機関との連携状況等にも鑑み、中長期的な視点での判断が求められる。国内拠点の配置適正化について、入館率が低めの国内拠点については、運営方法の見直し及び業務改善の取組を行うとともに、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」を踏まえた広尾センターの機能移転、大阪及び兵庫国際センターの統合等については、それぞれの拠点がこれまで果たしてきた役割や実績も考慮し、検討をさらに進めることを期待する。</li> </ul> <p>など</p>
統合効果の発揮	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>開発効果の最大化を実現すべく、開発途上地域等の需要に的確かつ迅速に対応するため、外務省の「国別援助方針」への参考に供すること、実施機関として質の高い事業を行うことを目的に開発課題や過去の経験・教訓、協力のアプローチに関する分析・考察等に重点をおいた国別分析ペーパー「JICA Analytical Work」(AW)の策定に着手したほか、これまで機構で実施してきたプログラム強化の取組を促進するため、外務省との間でインドネシア、</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>開発効果の最大化を実現すべく、開発途上地域等の需要に的確かつ迅速に対応するため、外務省の「国別援助方針」への参考に供すること、実施機関として質の高い事業を行うことを目的に開発課題や過去の経験・教訓、協力のアプローチに関する分析・考察等に重点をおいた国別分析ペーパー「JICA Analytical Work」(AW)の策定に着手したほか、これまで機構で実施してきたプログラム強化の取組を促進するため、外務省との間でインドネシア、ラオス、バングラ</li> </ul>

		<p>ラオス、バングラデシュ、ガーナ、タンザニアの5カ国において試行的にプログラムを形成することを初めて合意した。これにより、AWを踏まえてプログラムを形成・実施することが外務省と機構の共通の手続きとして確認され、案件形成・採択に係る政府の意思決定プロセスにプログラム・アプローチが明確に位置付けられることとなり、より包括的・効果的なアプローチ及び事業展開が期待される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>このような取組の結果、調査等のプロセス短縮や制度変更による事業の迅速化、技術協力の成果の資金協力による拡大、技術協力及び資金協力を複合的に活用した包括的な支援の実現等、統合によるシナジー効果が発現してきている。</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<p>デシュ、ガーナ、タンザニアの5カ国において試行的にプログラムを形成することを初めて合意した。これにより、AWを踏まえてプログラムを形成・実施することが外務省と機構の共通の手続きとして確認され、案件形成・採択に係る政府の意思決定プロセスにプログラム・アプローチが明確に位置づけられることとなり、より包括的・効果的なアプローチ及び事業展開が期待される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調査等のプロセス短縮や制度変更による事業の迅速化、技術協力の成果の資金協力による拡大、技術協力及び資金協力を複合的に活用した包括的な支援の実現等、統合によるシナジー効果が発現してきている。</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
事業に関する横断的 事項	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>広報については経費の節減に努めながらも、広報効果の向上に向け平成 21 年度に策定した新広報戦略に基づき、専門広報と一般広報の双方の促進や広報業務実施体制の一層の強化を図りつつ、さらなる対外発信を強化するため、新たな取組手法を積極的に導入した。</li> <li>海外広報については現地向けの研修やフランス語による発信の開始等に取り組み、21 年度比で大幅な報道実績の増となった。</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広報については、政府の指摘も踏まえ、経費の節減に努めながらも、広報効果の向上に向け前年度に策定した新広報戦略に基づき、専門広報と一般広報の双方の促進や広報基幹業務化の一層の推進を図りつつ、さらなる対外発信を強化するため、新たな取組手法を積極的に導入した。</li> <li>戦略的に広報活動が展開されており、アクセス数等の数値実績も良好である。国内向け広報の進展は評価できる。今後は国際社会における機構の取組の発信強化の観点から、在外広報を一層強化することを期待するとともに、引続き認知度等に関するモニタリングが求められる。</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
国民等の協力活動	2(3) (二)	<ul style="list-style-type: none"> <li>NGOとの連携については、草の根技術協力事業について、NGO側の要望にも応える形で、NGO等の参画促進や事業成果発現につなげるべく、個々の事業規模を拡大する制度改善を行い、募集を開始するとともに、経理手続き等の簡素化を一層進めた。</li> <li>NGO-JICA協議会において、技術協力におけるNGOとの連携や民間連携に関する分科会を設置し、具体的な連携の方策について検討を進めた。</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>NGOとの連携については、草の根技術協力事業について、NGO側の要望にも応える形で、NGO等の参画促進や事業成果発現につなげるべく、個々の事業規模を拡大する制度改善を行い、募集を開始するとともに、経理手続き等の簡素化を一層進めた。また、NGO-JICA協議会において、技術協力におけるNGOとの連携や民間連携に関する分科会を設置し、具体的な連携の方策について検討を進めた。</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
災害援助等協力	2(3) (ハ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 22 年度は、21 年度に認定を受けた都市型捜索救助の国際的な能力検定であるIEC「重(ヘビー)」級認定を踏まえ、実際の派遣において同能力を発揮できる準備態勢の構築及び訓練体制の見直しを行うとともに、国際緊急援助隊の派遣(救助チーム3件、医療チーム2件、専門家チーム4件)を実施した。</li> <li>パキスタン洪水被害では、洪水起因の諸病に対応すべく効果的な医療活動を展開した結果、延べ 3,501 名という多数の患者の診療を行い、現地の医療ニーズに的確に対応した。</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 22 年度は、21 年度に認定を受けた都市型捜索救助の国際的な能力検定であるIEC「重(ヘビー)」級認定を踏まえ、実際の派遣において同能力を発揮できる準備態勢の構築及び訓練体制の見直しを行うとともに、国際緊急援助隊の派遣(救助チーム3件、医療チーム2件、専門家チーム4件)を実施した。特にパキスタン洪水被害では、洪水起因の諸疾病に対応すべく効果的な医療活動を展開した結果、延べ 3,501 名という多数の患者の診療を行い、現地の医療ニーズに的確に対応した。</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 22 年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

- 貴委員会では、評価項目のうち、①組織運営の機動性向上(指標:国内拠点の配置状況)、②NGO等との連携、国民参加支援(指標:草の根技術協力事業の実績、NGO人材育成研修等の実績、NGO等が活動するために必要な情報の整備回数、地球ひろばによる活動支援実績)、③開発教育支援(指標:国際協力経験者による体験還元(出前講座)の実績、国内機関訪問への対応実績、開発教育に関するJICAホームページの充実、教員の国際協力現場への派遣実績、開発教育に関する研修の実施実績)、④人材養成確保(指標:国際協力人材センターによる情報提供件数及び利用者数、専門家等登録件数)等については、事業ごとに設定されている定量的かつ具体的な目標値(以下本意見において「目標値」という。)も踏まえた上で評価を行っているとしている。
- しかしながら、目標値については、年度計画等において明示されていないため、いかなる客観的基準に基づき評価が行われたのかについて、国民に対して十分に明らかになっているとは言い難い。
- 今後の評価に当たっては、これらの評価項目に係る各事業を含め、本法人の実施する事業について、定量的かつ具体的な目標の設定が可能かつ適当なものについては、年度計画等で目標値を明らかにさせた上で評価を行うべきである。



法人名	独立行政法人国際交流基金(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:小倉 和夫)
目的	国際文化交流事業を総合的かつ効率的に行うことにより、我が国に対する諸外国の理解を深め、国際相互理解を増進し、及び文化その他の分野において世界に貢献し、もって良好な国際環境の整備並びに我が国の調和ある対外関係の維持及び発展に寄与することを目的とする。
主要業務	1 国際文化交流の目的をもって行う人物の派遣及び招へい。2 海外における日本研究に対する援助及びあっせん並びに日本語の普及。3 国際文化交流を目的とする催しの実施、援助及びあっせん並びにこれへの参加。4 日本文化を海外に紹介するための資料その他国際文化交流に必要な資料の作成、収集、交換及び頒布。5 国際文化交流を目的とする施設の整備に対する援助並びに国際文化交流のために用いられる物品の購入に関する援助及びこれらの物品の贈与(基金が寄附を受けた物品の贈与に限る)。6 国際文化交流を行うために必要な調査及び研究。7 1～6の業務に附帯する業務。
委員会名	外務省独立行政法人評価委員会(委員長:南 直哉)
分科会名	国際交流基金分科会(分科会長:建島 哲)
ホームページ	法人:http://www.jpfa.go.jp/j/ 評価結果:http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/dgh/kikin_22/index.html
中期目標期間	5年(平成19年4月1日～平成24年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18年度	第1期中期目標期間	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. 外務省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。 2. また、外務省評価委員会では、平成21年度業務実績評価から評定方法を変更している。詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
<b>1.業務運営の効率化に関する事項</b>	—	—	—	—	—	—	
(1) 業務の合理化と経費節減	A	A	A	A	ハ	ロ	
(2) 組織運営における機動性、効率性の向上	A	A	A	A	ハ	ハ	
(3) 業績評価の実施	A	A	B	B	ハ	ハ	
<b>2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上</b>	—	—	—	—	—	—	
(1) 国際文化交流に係る外交政策を踏まえた事業の実施	A	A	A	A	ハ	ハ	
(2) 効果的な事業の実施	A	A					
(3) 国民に対して提供するサービスの強化	A	A	A	A	ハ	ハ	
(項目別評定)							
(4) 文化芸術交流の促進	A	A	A	A	ハ	ハ	
(5) 海外における日本語教育、学習の支援	A	A	A	A	ロ	ロ	
(6) 海外日本研究及び知的交流の促進	A	A	A	A	ロ	ハ	
(7) 国際交流情報の収集・提供及び国際文化交流担い手への支援等	A	A	A	A	ハ	ハ	
(8) その他	A	A	A	A	ハ	ハ	
(9) アジア大洋州地域	A	A					
(10) 米州地域	A	A					
(11) 欧州・中東・アフリカ地域	A	A					
<b>3.予算、収支計画及び資金計画</b>	A	A	A	A	ハ	ハ	
<b>4.短期借入金の限度額</b>	—	—	—	—	—	—	
<b>5.重要な財産の処分</b>	—	—	A	—	—	—	
<b>6.剰余金の使途</b>	—	—	—	—	—	—	
<b>7.その他省令で定める業務運営に関する事項</b>	—	—	—	—	—	—	
(1) 人事管理の為の取り組み	A	A	A	A	ハ	ハ	
(2) 施設・設備の改修、運営	B	A	A	A	ハ	ハ	

2. 府省評価委員会による平成22年度評価結果(H23.8.24)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)

- 平成22年度の独立行政法人国際交流基金の業務実績全体を総括すれば、主要な中期的数値目標の達成に向けた効率化・経費節減、中期計画に沿った各事業分野の事業実施、外務省独立行政法人評価委員会及び政策評価・独立行政法人評価委員会による平成21年度業務実績評価の指摘事項を踏まえた改善努力等、総じて順調な取組が行われたと評価できる。また、行政刷新会議による事業仕分けの指摘事項及び「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に対し、適切に対応・検討をしたことも評価できる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績 (府省評価委員会による記述の要約)	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化 業績評価の実施	1(3)	国際交流基金は、次の方法により自己評価を実施。	評価指標の設定、評価データの収集、外部評価の実施評価結果の反映について、改善の努

		<p>① 事業担当部署によりプログラム評価を実施。</p> <p>② ①の結果について、外部専門家に評価を依頼。</p> <p>③ ①、②の結果を集約し、外部有識者からなる「国際交流基金評価に関する有識者委員会」に諮り、基金の自己評価内容、課題等について意見を求め、自己評価の妥当性を点検。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外務省評価委員会の平成 21 年度業務実績評価における各種指摘について、例えば以下のとおり、順次対応。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 文化人招へい事業により来日した各国の文化芸術関係者の帰国後の活動について情報収集を行い、日本関係のプロジェクトを企画実施している事例の確認。</li> <li>② JFIC 来場者数拡大のための基金所蔵資料を活用した展示等のイベントの実施。</li> </ul> </li> <li>専門評価者及び「評価に関する有識者委員会」の中には、基金と類似の事業を行う他の文化交流団体関係者を含めた。</li> </ul>	<p>力が継続されている。事業の質的なインパクトを把握・分析するため、平成 22 年度には4か国の個別事業を対象とした「評価手法に関する調査研究」を実施している。</p> <p>以上を踏まえ、中期計画の実施状況は順調である。</p> <p>今後は、その成果も踏まえ、より適切な評価手法の開発や評価の実施に基づいて、より一層の事業目的等の明確化が図られることが望まれる。</p>
<p><b>国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上</b> 日本語能力試験</p>	2(5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>海外各試験実施地の現地実施経費については、原則として受験料収入で支弁することを奨励しており、平成22年度では、受験料収入のみで賄えない実施地は1都市のみ、基金の負担額は 50 千円(平成 21 年度は、1都市(82 千円))。</li> <li>また、現地の収支が黒字となり余剰金が発生した場合は、基金に還元を求めており、22 年度は 623 百万円(20 年度は 799 百万円)の還元。</li> <li>海外において日本語能力試験を 56 개국・183 都市で実施し(平成 21 年度は 52 개국・172 都市)、421,546 名(同 555,849 名)が受験。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新試験への移行に伴う影響から受験者数は減少したものの、年複数回試験の本格実施に伴い、海外実施地は国数、都市数とも着実に増加したほか、試験の内容改訂やより正確な日本語能力の判定に結びつく得点化等も着実に進められるなど、量的な面での拡大と質的な改善が同時に達成されており、優れた実績として高く評価できる。</li> <li>ただし、受験者の推移については平成 23 年度以降も注視する必要がある。</li> </ul>
<p><b>国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上</b> 知的交流の促進</p>	2(6)	<ul style="list-style-type: none"> <li>中期計画による重点化方針に基づき、米国(事業実績額が知的交流事業全体に占める割合 55.4%)、中国(同 19.6%)、韓国(同 3.0%)に重点化して実施。</li> <li>6月にワシントンDCでの政策関係者との意見交換及びオピニオン投稿技術を高めるためのメディアトレーニング実施、10月にはモンタナ州にて日本のメディア関係者やアメリカ研究者らと交際の合宿討論を実施。</li> <li>地理的・歴史的関係の深い中国、韓国を中心に、アジア・大洋州地域としての共通の課題解決のための議論を深める事業、日本及び域内での将来的なネットワーク構築を目指した若手リーダーや若手研究者の育成や交流を目的とする事業等を実施。</li> <li>欧州については世界的な共通課題に関する知的交流強化、ネットワーク構築を中心とした事業を、中東・アフリカについては知的対話を深める会議の開催、フェロウシップ供与などの事業を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外交上特に継続的対話と理解が必要とされる重点地域、東アジア(中国、韓国)及び米国における知的交流、次世代交流の促進にむけて、対日理解と中核者となる指導者を養成、ネットワーク強化のため、人材、機関との交流、支援事業を実施している。</li> <li>米国の主要なシンクタンクであるアメリカン・エンタープライズ研究所とランド研究所で日本研究が強化されたり、中国からブロガーを含む 46 名の有力世論形成者を招へいするなど、米国と東アジアへの重点化が着実に進展していること、支援対象機関・フェローから高い評価を得ていることなどから、事業の実施は順調と判断できる。</li> <li>今後は、重点化だけでなく、対象を広げた事業の実施も必要と考えられる。</li> </ul>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 22 年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

〔個別意見〕

- 日本語国際センター及び関西国際センターに設置されている図書館の来館者数について、貴委員会では、「昨年度と同水準で推移するなど、中期計画の実施状況は順調である」と評価している。
- しかしながら、これらの図書館の来館者数については、目標値が設定されておらず、また、平成 22 年度に来館者数をみると、日本語国際センターについては、21 年度の 19,691 人から 19,744 人へと微増しているが、関西国際センターについては、21 年度の 16,202 人から 15,836 人へと減少していることから、昨年度と同水準で推移していることをもって順調と評価することの妥当性が不明である。
- また、本法人では、経費削減及びより広範な情報提供を目的として、平成 21 年 12 月をもって定期刊行物である「をちこち」を休刊とし、22 年 8 月から「をちこちウェブマガジン」を公開している。
- 同ウェブマガジンへのアクセス件数についての貴委員会の評価結果をみると、「「をちこちウェブマガジン」へのアクセスが相応のレベルに達している」と評価している。
- しかしながら、同ウェブマガジンへのアクセス件数を年間に換算すると約 39,000 件となり、休刊した「をちこち」の年間発行部数(42,000 部)と比べ少なくなっている実態からみると、貴委員会が、アクセスが相応のレベルに達しているとしていることの根拠が不明である。
- 今後の評価に当たっては、国際センターに設置されている図書館への来館者数の目標値及び「をちこちウェブマガジン」のアクセス件数の目標値を明らかにさせた上で、評価を行うべきである。

